青森市地域福祉計画推進事業

地区カルテ

（36　妙見地区）

２０２６

青森市社会福祉協議会

青森市福祉部

「地区カルテ」とは

この「地区カルテ」は、令和 6 年 11 月に策定した「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」における施策の基本方向のひとつである「地域で支え合う環境づくり」における取組として、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」といいます。）ごとに、地域福祉に関する様々な情報を記載し、地域で活動する際に活用し、サービスや支援につなげていくためのもので、社会福祉法人青森市社会福祉協議会（以下、「市社協」といいます。）が青森市からの委託により整備を進めているものです。

本市の地区社協は、地域によっては市社協が生まれる前から存在し（地区分区）、現在では市全域に 38 の地区社協が地域の支え合い活動の中核組織として中心的な役割を担い、活動をしています。

各地域の福祉関係者の活動の際に継続的に活用できるよう整備を進めていきます。

地域での支え合いネットワークのイメージ

－　地域支え合い推進員がつなぐ 助け合いの手と手　－



目次

１　地域の概況 1
【対象】 1
【場所（概要）】 1
【面積】 1
【活動地域の地図（概要）】 1
２　地域の基礎情報 2
【地域の状況】 2
【高齢者】 3
【障がい者】 4
【子ども】 4
【避難行動要支援者】 5
３　地域福祉の担い手の情報 5
【地区社協】 5
【町（内）会】 5
【地区民生委員児童委員協議会】 5
【地域支え合い推進員（青森市社会福祉協議会）】 6
【地域包括支援センター】 6
【福祉活動を行うボランティア、ＮＰＯなどのかた】 7
【地域にある社会福祉施設等（社会福祉法人等）】別紙１参照 9
【地域にあるお医者さん】別紙２参照 １３
【学校】 １４
【地域にある警察・消防（消防団等）】 １５
【その他公共機関で各種相談を受け付けているところ】 １５
【活動する場所、つどう場所（地域内）】 １６
【生活・交通の利便性】 １７
４　地域での支え合い活動の情報 １８
５　地域の課題 ２５
６　地区カルテ管理 ２６
資料　施設等一覧 ２７
別紙１　社会福祉法人等 ２７
【社会福祉法人】 ２７
【高齢者関係】 ２７
【障がい関係】 ２９
【子ども関係】 ３１
別紙２　病院等 ３２

≪注釈≫

○カルテは令和８年４月１日時点の情報を記載し、作成過程において変更を把握している部分については、変更後の内容を記載しています。

○　地域の基礎情報等の表において、「住所地」と「地域内」という表記がありますが、違いは次のとおりです。

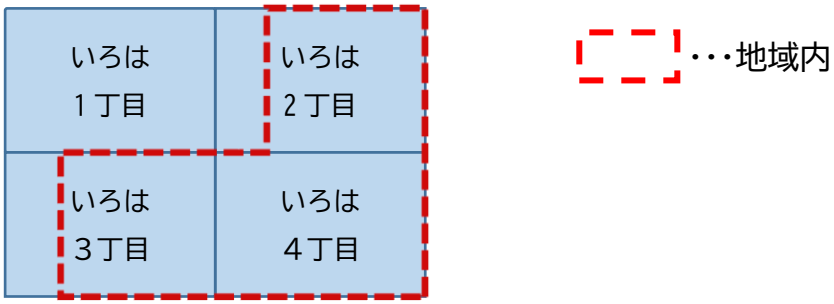
住所地：地区社協エリア（活動地域）が、例えば「いろは３丁目の一部」の場合、「いろは３丁目」にお住まいのかたを対象（近隣の地区社協エリアにお住まいのかたも含みます）とします。

地域内：地区社協エリアにお住まいのかたのみを対象とします。

例えば、「いろは地区社会福祉協議会」エリアが、下記の場所である場合･･･

場所　いろは２丁目の一部、いろは３丁目の一部、いろは４丁目

≪図示すると･･･≫



≪地区カルテの記載では･･･≫

住所地では、いろは２丁目、いろは３丁目、いろは４丁目の居住されているかたや施設等の全てを対象として集計や記載します。

地域内では、破線で囲まれた地域に限定した集計や記載をしています。

○　カルテには、集めきれていない地域の情報などで、空欄の箇所があります。今後も座談会等でお伺いした際に、地域の情報をいただいて記載をしていきます。

1　地域の概況

【対象】

妙見地区社会福祉協議会エリア（活動地域）

【場所（概要）】

問屋町１丁目から２丁目、妙見１丁目から３丁目

【面積】

約 0.48 平方キロメートル

【活動地域の地図（概要）】



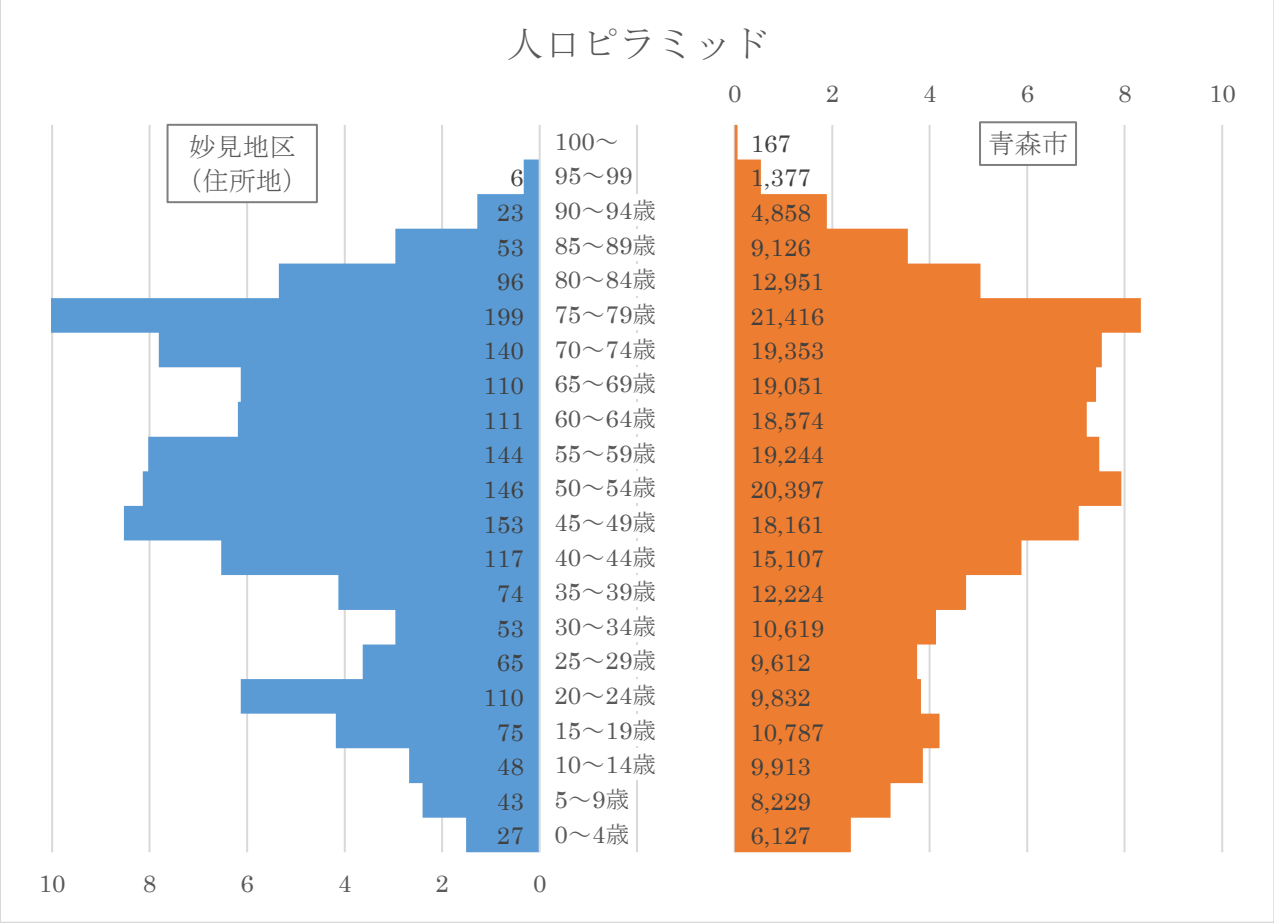
国土地理院の電子国土基本図（地図情報）に地区社協の活動地域（民生委員児童委員の活動地域を参考）を破線で追記して掲載

2　地域の基礎情報

【地域の状況】

項目		住所地※		青森市		入手先
人口		1,793 人	100.00%	257,125 人	100.00%	市 HP（人口・世帯数等（住民基本台帳））
（内訳）	0～14 歳	118 人	6.58%	24,269 人	9.44%	
	15 歳～64 歳	1,048 人	58.45%	144,557 人	56.22%	
	65 歳以上（高齢化率）	627 人	34.97%	88,299 人	34.34%	
うち外国人数		4 人		1,570 人		
世帯数		1,049 世帯		135,580 世帯		

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。



注：グラフは各地区の総人口数に対する各年齢階級別人口数の割合（%）を示しています。

【高齢者】

項目	地域内	青森市	入手先
高齢者のみの世帯数（ひとり暮らしを除く）	0 世帯	2,442 世帯	高齢者支援課
ひとり暮らしの高齢者のみの世帯数	19 世帯	5,523 世帯	高齢者支援課

項目	住所地※	青森市	入手先
要介護認定者数	131 人	14,022 人	介護保険課
要支援認定者数	31 人	3,927 人	介護保険課
介護サービス利用者数（3 か月のうち 1 度でも利用したかた）	142 人	15,539 人	介護保険課

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

・要介護リスク

　要介護リスクとは、運動機能の低下や認知機能の低下などによって、介護を必要とする状態となってしまう危険性のことです。下表は、令和 4 年度に調査した結果を基に、地区ごとの要介護リスクのある方の割合を青森市平均と比較して、低、並、高のいずれかで表しています。

項目	住所地※	入手先
虚弱リスク（市平均比較） 　生活が不活発になり、心身機能の早期低下などから、日常生活の一部に介助を要する状態となるおそれがある。	高	R4 年度青森市日常生活圏域ニーズ調査
運動リスク（市平均比較） 　足腰の筋力が衰えて、転倒などから寝たきり状態となるおそれがある。	低	R4 年度青森市日常生活圏域ニーズ調査
認知リスク（市平均比較） 　認知機能が低下して、物忘れや認知症となるおそれがある。	高	R4 年度青森市日常生活圏域ニーズ調査

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

【障がい者】

項目	住所地※	青森市	入手先
障がい者手帳交付件数	233	18,004	障がい者支援課

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

【子ども】

項目		住所地※	青森市	入手先
児童扶養手当を受給している家庭数		11	2,218	子育て支援課
放課後児童会	開催場所数(学区)（別紙１参照）	1	47	子育て支援課
	入会児童数	64 人	3,639 人	子育て支援課
地域にある認定こども園の入園児童数		57 人	3,445 人	子育て支援課
地域にある幼稚園の入園児童数		－	217 人	子育て支援課
地域にある保育所(園)の入所児童数（認可外を除く）		－	2,441 人	子育て支援課
地域にある小規模保育事業所の入園児童数		－	96 人	子育て支援課
学区の小学校の児童数		200 人	10,624 人	市 HP(令和８年度児童生徒数) ※学区の小学校（横内小） ※学区の中学校（横内中）
	うち１年生（6～7 歳）	29 人	1,426 人	
	うち２年生（7～8 歳）	32 人	1,557 人	
	うち３年生（8～9 歳）	21 人	1,616 人	
	うち４年生（9～10 歳）	38 人	1,663 人	
	うち５年生（10～11 歳）	33 人	1,829 人	
	うち６年生（11～12 歳）	32 人	1,804 人	
	うち特別支援学級児童数	15 人	729 人	
学区の中学校の生徒数		178 人	5,835 人	
	うち１年生（12～13 歳）	51 人	1,812 人	
	うち２年生（13～14 歳）	53 人	1,834 人	
	うち３年生（14～15 歳）	63 人	1,940 人	
	うち特別支援学級生徒数	11 人	249 人	

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

【避難行動要支援者】

項目	地域内	青森市	入手先
避難行動要支援者数	332 人	41,200 人	福祉政策課
情報提供同意者	42 人	6,357 人	福祉政策課

3　地域福祉の担い手の情報

【地区社協】

項目	内容	入手先
地区社協名	妙見地区社会福祉協議会	
地区社協を構成する団体	連合町会､地区民生委員児童委員協議会、妙見地区子ども育成会、防犯指導隊	座談会①
会長	吉田　好男　さん	市社協
兼務状況	妙見第一町会長	市民協働推進課
事務局長		
兼務状況		
地区社協役員数	16 名	座談会①

【町（内）会】

項目	内容	入手先
連合町会名	南部第九区連合町会	
会長名	櫻田　清博　さん	市民協働推進課
兼務状況	妙見第三町会長	市民協働推進課
役員数	21 名	座談会①
構成する町会	4 町会（妙見第一、妙見第二、妙見第三、妙見第四）	市民協働推進課

【地区民生委員児童委員協議会】

項目	内容	入手先
団体名	妙見地区民生委員児童委員協議会	
会長名	中山　きみ子　さん	市社協
兼務状況		市民協働推進課

	地域内	青森市	入手先
民生委員・児童委員数	5 人	518 人	市社協
主任児童委員数	1 人	57 人	市社協

【地域支え合い推進員（青森市社会福祉協議会）】

担当者名	主担当　三　浦　愛　果 副担当　川　内　壽　子	
連絡先	〒030-0802 青森県青森市本町 4 丁目 1-3 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）内	
	電話	０１７－７２３－１３４０
	ファクシミリ	０１７－７７７－０４５８

【地域包括支援センター】

名称	青森市南地域包括支援センター	
所在地	妙見 3 丁目 11-14	
担当地域	問屋町、妙見　ほか	
連絡先	電話	０１７－７２８－３４５１
備考	総合ケアセンターさんらくと同住所	

【福祉活動を行うボランティア、ＮＰＯなどのかた】

・個人

項目	住所地※	青森市	入手先
地域福祉サポーター数	24 人	1,854 人	福祉政策課
身体障がい者相談員数	0 人	16 人	障がい者支援課
知的障がい者相談員数	1 人	8 人	障がい者支援課
子育て応援隊数	0 人	11 人	あおもり親子はぐくみプラザ
高齢者相談協力員数	7 人	611 人	高齢者支援課
市民後見人登録簿登録者数	0 人	15 人	高齢者支援課
キャラバンメイト数	13 人	249 人	高齢者支援課
認知症サポーター数	173 人	24,851 人	高齢者支援課
ゲートキーパー養成講座修了者数	5 人	451 人	保健予防課

※町丁の居住者全てを対象（近隣の地区社協エリアの居住者も含む）としています。

項目	地域内	青森市	入手先
健康づくりリーダー数	2 人	206 人	健康づくり推進課
健康づくりサポーター数	0 人	124 人	健康づくり推進課
食生活改善推進員数	1 人	92 人	健康づくり推進課

・老人クラブ

項目	地域内	青森市	入手先
老人クラブ数	－	105 団体	高齢者支援課
老人クラブ加入者数	－	2,523 人	高齢者支援課

項目	内容	入手先
老人クラブ名	―	高齢者支援課

老人クラブはない。市老連に未加入もない。（H28.6.28 座談会①）

・妙見地区子ども育成会

項目	内容
団体名	
会長名	

・防犯指導隊

項目	内容	入手先
団体名		
隊長		

・地域活動団体（NPO、企業、赤十字奉仕団）など

項目	入手先
なし	

・そのほか

項目	入手先

【地域にある社会福祉施設等（社会福祉法人等）】別紙１参照

・社会福祉法人

項目	住所地※	入手先
社会福祉法人 　社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。	2	健康福祉要覧 （指導監査課）

※町丁の施設等の全てを対象（近隣の地区社協エリアの施設等も含む）としています。

・高齢者関係

項目	住所地※	入手先
地域包括支援センター 　第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健 医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。	1	健康福祉要覧 （高齢者支援課）
介護老人保健施設（老人保健施設） 　要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、①看護、②医学的管理下での介護、③機能訓練等の必要な医療、④日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。	1	健康福祉要覧 （介護保険課）
デイサービスセンター（要支援・要介護認定を受けている方） 　要介護状態にある高齢者等が自宅で能力に応じた自立した生活が営めるように、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の生活と機能訓練を提供する施設です。	2	健康福祉要覧 （介護保険課）
居宅介護支援事業者 　介護を必要とするかたが、居宅サービスや必要な保健医療・福祉サービスを適切に利用するために、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成・提供する事業者です。	6	健康福祉要覧 （介護保険課）
看護小規模多機能型居宅介護事業所 　在宅の要介護認定者に対し、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせるなど、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能な事業所です。	1	健康福祉要覧 （介護保険課）

項目	住所地※	入手先
短期入所療養介護 介護老人保健施設等に短期入所し、病状が安定期にある要介護者に、看護、医学的管理下における介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うサービスです。	1	健康福祉要覧 （介護保険課）
サービス付き高齢者向け住宅 高齢者に状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅です。	1	健康福祉要覧 （介護保険課）

※町丁の施設等の全てを対象（近隣の地区社協エリアの施設等も含む）としています。

・障がい関係

項目	住所地※	入手先
精神科デイ・ケア（通院医療機関） 精神に障がいのあるかたを対象にプログラムの中で、人と触れ合いながら生活リズムの改善や疾病の再発防止を行います。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
地域活動支援センター 在宅の障がいのあるかたを対象に、日常生活の相談や地域交流活動等を通して地域での生活を支援します。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
特定相談支援事業所 障がいのあるかたが適切な障害福祉サービス等を利用できるよう、「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。	4	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
一般相談支援事業所 障害者支援施設等に入所している障がいのあるかたまたは精神科病院に入院している精神障がいのあるかたに対して、住居の確保等の地域における生活に移行するための支援を行います。また、一人暮らしに移行したり、地域生活が不安定であったりする、居宅において単身で生活する障がいのあるかた等に対して常時の連絡体制を確保し、緊急時の支援を行います。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
障害児相談支援事業所 障がいのある児童が適切な障害児通所支援を利用できるよう「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。	2	健康福祉要覧 （障がい者支援課）

項目	住所地※	入手先
居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護 　居宅介護は、障がいのあるかたや難病に罹患しているかた等に対して、自宅において入浴、排せつ、食事の介助等を行います。重度訪問介護は、重度の障がいや難病等により、常に介護が必要なかたに対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援等を行います。	6	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
同行援護 　重度の視覚障害により移動が困難なかた等に対して、外出時に同行して移動等の支援を行います。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
共同生活援助（グループホーム） 　障がいのあるかたを対象に、地域社会の中で生活できるように住居、食事等を提供します。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
自立訓練（機能訓練） 　障がいのあるかたや難病に罹患しているかたに対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
自立訓練（生活訓練） 　障がいのあるかたや難病に罹患しているかたに対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。	2	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
宿泊型自立訓練 　日中一般就労や障害福祉サービスを利用しているかたを対象に、夜間の居住の場を一定期間提供し、支援計画に基づいて生活能力維持・向上のための訓練等を行います。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
就労継続支援Ａ型（雇用型） 　障がいのあるかたや難病に罹患しているかたで、通常の事業所で働くことが困難なかたに対して、雇用契約により、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
就労継続支援Ｂ型（非雇用型） 　障がいのあるかたや難病に罹患しているかたで、通常の事業所で働くことが困難なかたに対して、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）

項目	住所地※	入手先
児童発達支援 　就学していない障がいのある児童に対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）
放課後等デイサービス 就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。	1	健康福祉要覧 （障がい者支援課）

※町丁の施設等の全てを対象（近隣の地区社協エリアの施設等も含む）としています。

・子ども関係

項目	住所地※	入手先
認定こども園 幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設です。	1	健康福祉要覧 （子育て支援課）

※町丁の施設等の全てを対象（近隣の地区社協エリアの施設等も含む）としています。

【地域にあるお医者さん】別紙２参照

地域の声	入手先
歩いて行ける場所にはない。	座談会①
歯医者、整骨院、生協さくら病院。	座談会①
浜田には病院が沢山ある。	座談会①
停留所まで行けば、村上病院で送迎バスを出している。	座談会①

・一覧　（別紙２参照）

項目		住所地※	入手先
病院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものです。		1	県 HP（青森県健康福祉関係施設名簿）
一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものです。		0	市 HP（青森市一般診療所・歯科診療所一覧）
在宅医療 住み慣れた自宅などに医師などの専門職が訪れて行なう在宅医療	訪問診療 疾病や傷病のため通院が困難な方に対し、医師が、あらかじめ診療の計画を立て、患者さんの同意を得て定期的に患者さんの自宅などに赴いて行う診療	1	青森県立中央病院 HP （在宅緩和ケアマップ）
	往診（24 時間対応） 医師が、診療上必要があると判断したとき、予定外に患者さんの自宅などに赴いて行う診療	0	青森県立中央病院 HP （在宅緩和ケアマップ）
歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものです。		0	市 HP（青森市一般診療所・歯科診療所一覧）

※町丁の施設等の全てを対象（近隣の地区社協エリアの施設等も含む）としています。

【学校】

・小学校

学校名	所在地	電話
青森市立横内小学校　（学区）	野尻字野田 60	738-2241

・中学校

学校名	所在地	電話
青森市立横内中学校　（学区）	四ツ石字里見 64-6	738-2143

小・中学校の学区については、「青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則」及び座談会での情報を参考に記載しました。

・高校・大学、専修学校等　なし

入手先：市 HP（青森市内その他各種学校、令和 5 年度学校基本調査）

【地域にある警察・消防（消防団等）】

・警察

名称	所在地	電話	入手先
八甲田交番	幸畑 2 丁目 6-7	738-0421	県警察 HP(交番・駐在所)

・消防

名称	所在地	電話	入手先
－	－		市 HP (公共施設一覧表(消防))

名称	管轄区域	入手先
青森市青森消防団 横内分団	問屋町、妙見　ほか	市 HP(青森市消防団の組織に関する規則)

【その他公共機関で各種相談を受け付けているところ】

なし

【活動する場所、つどう場所（地域内）】

・福祉館　なし

・児童遊園　なし

・ちびっこ広場　なし

・社会教育施設　なし

・文化施設　なし

・スポーツ施設　なし

・公園

名称	所在地	入手先
野尻公園	妙見 3 丁目 6	市 HP(公共施設一覧表(公園))

・市民館

名称	所在地	入手先
妙見市民館	妙見二丁目 21-7	市民協働推進課

・児童館　なし

・産業施設　なし

・その他

地域の声	入手先
妙見市民館の他にはない。	座談会①
子どもの遊び場がない。公園が少ない。	座談会①
新しい市民館建設の話が出ている。	地区社協
新しい市民館が令和 7 年完成予定。	地区社協

【生活・交通の利便性】

・普段買い物をする場所

地域の声	入手先
コンビニは多い。	座談会①
地区内にスーパーはなく、生協のバスも来ていない。 市営バス等で買い物に行く。	座談会①
ＣＯＯＰの宅配も何件か取っているのでは。	座談会①
シーナシーナに市営バス等で買い物に行く。	市社協

・交通機関

地域の声	入手先
市営バス、ＪＲバス	座談会①
シーナシーナができてから、市営バスの便が良くなった。	市社協

4　地域での支え合い活動の情報

・地域活動①

項目	内容	入手先
名称	民生委員・児童委員の活動	福祉政策課
活動団体	妙見地区民生委員児童委員協議会	福祉政策課
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ	各地区の民生委員・児童委員	福祉政策課
活動内容	＜高齢者関連＞ 　高齢者への見守り活動、安否確認 　避難行動要支援者への制度案内 ＜障がい者関連＞ 　特別児童扶養手当（別居監護申立書）への確認欄への記載 　状況確認依頼書への記載（生計同一の確認） ＜子ども関連＞ 　児童扶養手当の申請・継続受給のための実態調査 　児童手当の父母等受給資格者と児童の同居（別居）の調査 　認定こども園、保育所（園）、放課後児童会等の利用手続の際、保護者の就労形態が農業、漁業、内職等の方の就営状況の確認 　虐待通告があった際の対象世帯の情報確認、児童世帯の見守り 　母子父子寡婦福祉資金の貸付申請者がひとり親家庭等であること及び子を監護養育していることを児童扶養手当の証書等により確認できない場合の確認 ＜生活保護関連＞ 　生活困窮の相談を受けた際の生活保護相談窓口へのつなぎ 　生活保護申請世帯に関する情報提供 ＜その他＞ 　市営住宅申込の方が無職の証明書を有しない場合の状況確認	福祉政策課
利用方法		
活動範囲	配置された民生委員・児童委員が受け持つ地区	福祉政策課
利用人数等	地区の方	福祉政策課
備考		

・地域活動②

項目	内容	入手先
名称	福祉安心電話サービス事業	市社協
活動団体	妙見地区社協	市社協
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ		
活動内容	在宅生活をしている高齢者や障がい者の方々の不安を解消するため、自宅電話に専用機器、台所等に火災報知機を付設・設置し、緊急通報や相談に 24 時間体制で対応する。 また、毎週 1 回、市社協が設置したかたへ様子をお伺いするため電話している。 緊急時には、協力員が設置者宅に駆け付け、状況確認等を行う。 対象要件あり	市社協
利用方法	地域を担当する地域包括支援センター又は市社協へ問い合わせ	市社協
活動範囲	地区社協単位	市社協
利用人数等	1 世帯　協力員（民生委員）3 人	市社協
備考		

・地域活動③

項目	内容	入手先
名称	ほのぼのコミュニティ 21 推進事業	市社協
活動団体	妙見地区社協	市社協
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ		
活動内容	住民（協力員）の編成するグループ（3 名程度で 1 グループを編成）が、ひとり暮らし高齢者世帯など地域とのつながりが必要と認められる世帯を定期的（週 1,2 回程度）に訪問し、声掛け、話し相手、連絡、通報などニーズ、要望にあわせた援助活動を行う。対象要件あり	市社協
利用方法	地区社協が調査などにより対象となるかたを選ぶ。	市社協
活動範囲	地区社協単位	市社協
利用人数等	26 世帯 協力員（町会役員）13 人	市社協
備考		

・地域活動④

項目	内容	入手先
名称	こころの縁側づくり事業	市社協
活動団体	妙見地区社協	市社協
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ	吉田　好男	市社協
活動内容	地域に交流の場（サロン）をつくり、生きがいや仲間づくりを進め、閉じこもり防止や認知症、寝たきりの予防を図る。	市社協
	桜サロン《第 3 土曜日》 地域包括と生協さくら病院で交互に実施 会場：横内市民センター ①茶話会（お茶菓子を囲んでの会話） ②健康体操（介護予防のための簡単な運動） ③健康相談（血圧測定や介護予防の講話寸劇など） ④レクリエーション(トランプや囲碁、将棋など） ⑤その他（認知症ミニ勉強会など）	市社協
	オレンジの会《第 4 水曜日》 会場：妙見市民館 ①茶話会（お茶菓子を囲んでの会話） ②健康体操（介護予防のための簡単な運動） ③レクリエーション（トランプや花札など）	
利用方法		
活動範囲	地区社協単位（2 か所）	市社協
利用人数等	開催回数 27 回　参加者 196 人（2 か所）	市社協
備考	芙蓉会等で血圧測定や健康相談を受けている。	座談会① 青森市 市社協

・地域活動⑤

項目	内容	入手先
名称	福寿会 （ひとり暮らし高齢者給食サービス事業）	市社協
活動団体	妙見地区社協	市社協
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ		
活動内容	《毎月 1 回》 日頃社会との交流の少ないひとり暮らし高齢者を対象とし、地区社会福祉協議会を単位として給食会や茶話会を実施し、仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいき暮らせるように交流するとともに、地区社協の活性化と地域のボランティア発掘を図って、相互の親睦と交流を深め、ひとり暮らし高齢者の安否確認も同時に行う。	市社協
利用方法	地区社会福祉協議会及び地区民生委員児童委員協議会に申し込む	市社協
活動範囲	地区社協単位	市社協
利用人数等	登録者 23 人 協力員（地区社協役員・ボランティア）12 人	市社協
備考	令和 8 年度からは弁当配達から妙見市民館にて会食に変更	市社協

・地域活動⑥

項目	内容	入手先
名称	福祉の雪対策事業	市社協
活動団体	妙見地区社協	市社協
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ		
活動内容	高齢者等が居住している自宅の間口除雪を地区社会福祉協議会ごとに募集したボランティアにより行う事業 対象要件あり	市社協
利用方法	地区社会福祉協議会及び地区民生委員児童委員協議会に申し込む	市社協
活動範囲	地区社協単位	市社協
利用人数等	5 世帯 協力者（町会役員）8 人	市社協
備考		

・地域活動⑦

項目	内容	入手先
名称	防犯指導隊	座談会①
活動団体	八甲田支隊妙見班	座談会①
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ		
活動内容	防犯パトロールなど	座談会①
利用方法		
活動範囲		
利用人数等		
備考		

・地域活動⑧

項目	内容	入手先
名称	年末地域歳末助け合い運動推進委員会	地区社協
活動団体	妙見地区社会福祉協議会	地区社協
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ		
活動内容	1 人暮らしのお宅を訪問し、緊急連絡マニュアル配布と、お菓子を携えて訪問する。	地区社協
利用方法		
活動範囲		
利用人数等		
備考		

・地域活動⑨

項目	内容	入手先
名称	妙見第一町会　コミュニケーション防災センター	地区社協
活動団体	妙見第一町会	地区社協
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ		
活動内容	防災活動の拠点、地域住民の交流	地区社協
利用方法		
活動範囲		
利用人数等		
備考		

・地域活動⑩

項目	内容	入手先
名称	防災訓練	地区社協
活動団体	妙見第第一町会、妙見地区連合町会	地区社協
ｷｰﾊﾟｰｿﾝ		
活動内容	会場：青森モータースクール ・被災状況確認訓練 ・心肺蘇生訓練 ・ゴミぶくろカッパ、新聞紙スリッパ制作体験 ・セニアカー試乗体験 ・水消火器による消火訓練	地区社協
利用方法		
活動範囲		
利用人数等	約 50 名	地区社協

備考	 	

5　地域の課題

・困っていること（問題）、やりたいこと（課題）

	項目	問題･課題としてあげた経緯（いつ、どのように把握したか）
1		
2		
3		
4		
5		

・問題や課題に対する具体策の提案

	コーディネートの方針（新たに望まれる活動や既存活動の改善点など）
1	
2	
3	
4	
5	

・地域の声

① 防犯指導隊も高齢になって、隊員が集まらない。隊員が増えないので衰退の一途。（座談会①）

② こころの縁側づくりも人数が増えていかない。同じ事をやってても同じ人しか来ない。（座談会①）

③ こころの縁側づくりで成功事例みたいなものを教えていただいて参考にしたい。（座談会①）

④ 地域支え合い活動を推進していくために「活動研究会」を立ち上げた。

⑤ 救急車が来ても場所が分からないために、グルグル回っていることがある。地域内で目印のようなものがあればと考えさせられた。

⑥ R3 年 11 月のタウンミーティングで、救急車の目印になるものとして街路灯を提案したいと考えている。

６　地区カルテ管理

・記録

	内容	日付	時間	備考
1	作成	R7.9		
2	更新	R8.10		

資料　施設等一覧

別紙１　社会福祉法人等

【社会福祉法人】

法人名	理事長	事務所所在地	電話	施設名
長幸会	天坂　光伸	妙見３丁目 6-10	738-3589	幼保連携型認定こども園 おおぼし保育園
虹	西脇　巽	問屋町１丁目 15-10	738-1133	居宅介護支援事業所 野いちご　ほか

【高齢者関係】

・地域包括支援センター

施設名	経営主体	所在地	電話
南	(医)芙蓉会	妙見３丁目 11-14	728-3451

・介護老人保健施設（老人保健施設）

施設名	経営主体	所在地	電話
ニューライフ芙蓉	(医)芙蓉会	妙見３丁目 11-14	728-2200

・デイサービスセンター（要支援・要介護認定を受けている方）

施設名	経営主体	所在地	電話
リハビリ特化型短時間 デイサービススマイル問屋町	(株)ケアスマイル青森	問屋町２丁目 14-16	762-7171
ワイズ・パーク青森センター店	(株)Akcompany	妙見２丁目 1-14	752-0778

・居宅介護支援事業者

施設名	経営主体	所在地	電話
居宅介護支援センター芙蓉	(医)芙蓉会	妙見３丁目 11-14	738-7008
居宅介護支援事業所 ケアネット中部	青森保健生活協同組合	問屋町１丁目 15-10	764-1860
居宅介護支援事業所野いちご	(社福)虹	問屋町１丁目 15-10	738-1106
居宅介護支援事業所スマイル	(株)ケアスマイル青森	問屋町２丁目 14-6	772-2049
居宅介護支援事業所アーサス	(株)アピイ	問屋町１丁目 7-21	757-8682
ピプレ	(合同)Sincerite	妙見２丁目 14-26	070-8531-7980

・看護小規模多機能型居宅介護事業所

施設名	経営主体	所在地	電話
看護小規模多機能型居宅介護事業所ひまわり	青森保健生活協同組合	問屋町 1 丁目 15-10	764-5020

・短期入所療養介護

施設名	経営主体	所在地	電話
介護老人保健施設ニューライフ芙蓉	(医)芙蓉会	妙見 3 丁目 11-14	728-2200

・サービス付き高齢者向け住宅

施設名	経営主体	所在地	電話
サービス付き高齢者向け住宅さくら	青森保健生活協同組合	問屋町 1 丁目 15-10	764-4165

【障がい関係】

・精神科デイ・ケア（通院医療機関）

施設名	経営主体	所在地	電話
生協さくら病院	青森保健生活協同組合	問屋町 1 丁目 15-10	738-2101

・地域活動支援センター

施設名	経営主体	所在地	電話
地域活動支援センター八甲	(社福)虹	問屋町 1 丁目 18-47	728-8601

・特定相談支援事業所

施設名	経営主体	所在地	電話
地域活動支援センター八甲	(社福)虹	問屋町 1 丁目 18-47	728-8601
相談支援事業所フレンドリープラザ	(株)青森福祉支援プラザ	問屋町 1 丁目 2-6	757-8212
相談支援事業所アーサス	(株)アピイ	問屋町 1 丁目 7-21	757-8682
ピプレ	(合同)Sincerite	妙見 2 丁目 14-26	070-8531-7980

・一般相談支援事業所

施設名	経営主体	所在地	電話
地域活動支援センター八甲	(社福)虹	問屋町 1 丁目 18-47	728-8601

・障害児相談支援事業所

施設名	経営主体	所在地	電話
相談支援事業所フレンドリープラザ	(株)青森福祉支援プラザ	問屋町 1 丁目 2-6	757-8212
ピプレ	(合同)Sincerite	妙見 2 丁目 14-26	070-8531-7980

・居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護

施設名	経営主体	所在地	電話
ヘルパーステーションはるかぜ	(社福)虹	問屋町 1 丁目 15-10	762-0207
生協ヘルパーステーションさくら	青森保健生活協同組合	問屋町 1 丁目 15-10	764-3100

訪問介護ステーション エプロン	(医)芙蓉会	妙見 3 丁目 11-14	728-3581
青森福祉支援プラザ	(株)青森福祉支援プラザ	問屋町 1 丁目 2-6	757-8517
アーサスケア	(株)アピイ	問屋町 1 丁目 7-21	757-8690
ヘルパーステーション みね	(合同)ゆたか	妙見 2 丁目 10-10　ラ・ネージュパルテノン 201 号	080-9893-0759

・同行援護

施設名	経営主体	所在地	電話
訪問介護ステーション エプロン	(医)芙蓉会	妙見 3 丁目 11-14	728-3581

・共同生活援助（グループホーム）

施設名	経営主体	所在地	電話
グループホームあおぞら	(社福)虹	問屋町 1 丁目 15-10	738-1133

・自立訓練（機能訓練）

施設名	経営主体	所在地	電話
リハビリ特化型短時間デイサービススマイル問屋町	(株)ケアスマイル青森	問屋町 2 丁目 14-6	762-7171

・自立訓練（生活訓練）

施設名	経営主体	所在地	電話
自立訓練所 ほのぼの寮	(社福)虹	問屋町 1 丁目 15-10	738-2260
リハビリ特化型短時間デイサービススマイル問屋町	(株)ケアスマイル青森	問屋町 2 丁目 14-6	762-7171

・宿泊型自立訓練

施設名	経営主体	所在地	電話
自立訓練所ほのぼの寮	(社福)虹	問屋町 1 丁目 15-10	738-2260

・就労継続支援Ａ型（雇用型）

施設名	経営主体	所在地	電話
障害福祉支援プラザ	(株)青森福祉支援プラザ	問屋町 1 丁目 2-6	757-8271

・就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

施設名	経営主体	所在地	電話
障害福祉支援プラザ	(株)青森福祉支援プラザ	問屋町 1 丁目 2-6	757-8271

・児童発達支援

施設名	経営主体	所在地	電話
児童発達支援・放課後等デイサービスレアリサルあっぷ 2	(株)R.S.C	妙見 2 丁目 9-13	752-1899

・放課後等デイサービス

施設名	経営主体	所在地	電話
児童発達支援・放課後等デイサービスレアリサルあっぷ 2	(株)R.S.C	妙見 2 丁目 9-13	752-1899

【子ども関係】

・放課後児童会

対象小学校	児童会名	開設場所	所在地	電話
横内小	横内	横内小学校	野尻字野田 60	090-5182-6739

・認定こども園

施設名	経営主体	所在地	電話
幼保連携型認定こども園おおぼし保育園	(社福)長幸会	妙見 3 丁目 6-10	738-3589

別紙２　病院等

・病院

施設名	所在地	電話	設置主体	在宅医療
青森保健生活協同組合 生協さくら病院	問屋町１丁目 15-10	738-2101	青森保健生活 協同組合	訪

※在宅医療（R5.3 時点）：「訪」⇒訪問診療

・一般診療所　なし

・歯科診療所　なし